

研究計画・評価分科会における「研究開発計画（仮称）」の策定について

平成28年3月1日
科学技術・学術審議会
研究計画・評価分科会

1 経緯

研究計画・評価分科会では、所掌事務「科学技術に関する研究及び開発に関する計画の作成及び推進に関する重要事項を調査審議すること」に基づき、その発足（平成13年2月）以降、第2期～第4期科学技術基本計画を踏まえた、文部科学省における研究開発計画を策定してきた。

2 策定の目的

第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定。以下「基本計画」という。）の策定等を踏まえ、今後、文部科学省科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会（以下「計評分科会」という。）等において重点的に実施すべき研究開発の取組及び推進方策について、広く国民及び関係者に明らかにする。

3 位置付け

本研究開発計画（仮称）は、計評分科会において決定する。

4 対象期間及び範囲

基本計画を踏まえ、今後10年程度を見通し、概ね5年程度以内を対象期間として、計評分科会等において「重点的に推進すべき研究開発の取組」及びその「推進方策」を取りまとめる。

5 進め方

①計評分科会において、各委員会における検討結果も踏まえつつ、本研究開発計画（仮称）の構成（案）を検討する。

②①と並行して、構成（案）に挙げられた項目ごとに主に検討を担当する委員会（主な委員会）及び関係する委員会等（関係委員会等）を決定する。

③構成（案）の項目ごとに、＜主な委員会＞とされた委員会は、「重点的に推進すべき研究開発の取組」及び「推進方策」について取りまとめる。その際、＜関係委員会等＞とされた他の分科会・部会・委員会の事務局と密接に連携するとともに、必要に応じ関係委員会等の主査や委員等からも意見を求めつつ検討を行う。

④分科会において、各委員会の検討結果をもとに、俯瞰的な検討を行った上で、研究開発計画として取りまとめることとする。

6 検討に当たっての留意事項

①「重点的に推進すべき研究開発の取組」には、各目標を達成するために必要な、内局予算で行う研究開発及び当省所管の国立研究開発法人で行う研究開発の内容を含むこと。

②「推進方策」には、基本計画第4章、第5章及び第6章の内容を踏まえ、各分野の特性に応じ、「重点的に推進すべき研究開発」の企画・推進・評価を行う上で、具体的に留意すべき事項（評価の考え方、指標・定量的目標の設定、人材育成、知財戦略、産学連携、社会との関係深化に関する事項等）を含むこと。

7 策定スケジュール

